

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

( 人 事 課 )

ページ

## 規 則

号 外 ( 一 ) 平 成 二 十 二 年 十 一 月 一 日

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十四号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項を削る。

第十条第一項の表水産課の項に次の一号を加える。

七 全国豊かな海づくり大会に関する事。

第十条第一項の表全国豊かな海づくり大会推進事務局の項を削る。

第二十条第一項の表一の項中、「及び全国豊かな海づくり大会推進事務局にあつては、事務局次長」とを削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項を同条第四項とする。

第二十四条の表環境生活部の部中

次長(少子化対策担当)	一人	上司の命を受け、 れた事務について、 れを総括的に処理す
-------------	----	------------------------------------

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週 ( 火 曜 日 ) 発 行 ( 休 日 に 当 た る )

平成二十二年十一月一日

少子化対策の推進その他特に命ぜら  
各部等との総合的な調整を行い、こ  
る。

を

け、環境政策その他特に命ぜられた事務  
等との総合的な調整を行い、これを総括

け、少子化対策の推進その他特に命ぜら  
て、各部等との総合的な調整を行い、こ  
理する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

に改める。

次長(環境担 当)	一人	上司の命を受 について、各部 的に処理する。
次長(少子化対 策担当)	一人	上司の命を受 れた事務につい れを総括的に処

平成二十二年十一月一日発行

発行者

岐阜市数田南一丁目一番一  
号  
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一  
一  
ブイ・アール・テクノセンター